6. 環境保全のための措置の実施状況

環境保全のための措置の実施状況は下記に示すとおりである。なお、全ての調査項目において、苦情はなかった。

6.1 大気汚染

大気汚染に係る環境保全のための措置の実施状況は、表 6.1-1に示すとおりである。

表 6.1-1 大気汚染に係る環境保全のための措置の実施状況

表 6.1-1 大気汚染に係る環境保全のための措置の実施状況			
評価書記載事項	実施状況		
・場内搬送車両(フォークリフトや小型特殊車両) に代わる輸送手段(自動搬送機や仕分け機器等) の導入や物流の一元化・共同化により、場内搬送 車両数を削減する。	・車両に変わる場内輸送手段として、5街区青果棟においては立体低温倉庫を設置し(写真6.1-1参照)、7街区水産卸売場棟においては垂直搬送機を導入した(写真6.1-2 参照)。 ・各街区を結ぶ買い回りバスの運行、6街区水産仲卸売場棟における買出人への共同配送の実施により、車両台数の削減に努めている(写真6.1-3 参照)。 ・卸売場や仲卸売場の近くに駐車スペースや搬出入バース、荷捌きスペースを配置することにより、円滑な車両交通や、搬入から搬出までの一貫した荷の流れを確保し、物流の一元化を図った(図6.1-1、写真6.1-4)		
・場内搬送車両は排出ガスを出さない無公害車とする。	・場内搬送車両は建物内については、無公害車である電動式のターレ又はフォークリフトに限定している(写真6.1-5 参照)。なお、建物外についてはフォークリフトのみ、重量物の運搬が必要となるため、ディーゼル規制に即した低排出ガス車の使用を認めている。		
・十分な電源設備を設置し、電動車等の無公害車が導入できる施設とする。	・各街区において、電動の場内搬送車両に対して、 十分な電源設備を設置している (表6.1-2及び写 真6.1-6 参照)。		
・保冷を行う必要がある冷蔵車や冷凍車が行うアイ ドリングをストップできるよう、車両につなぐ外 部電源設備を整備する。	・5街区、7街区において冷蔵車・冷凍車に接続する アイドリングストップ盤を整備した(写真6.1-7 参照)		
・運転者が車内待機のためアイドリングを行わない よう運転者待機所を設ける。	・トラック運転者が待機時のアイドリングを行わないよう、水産卸売場棟1階、3階、4階のバースに運転者待機所を整備している(写真6.1-8)。		
・共同配送の利用を促進し、場内に入場する車両の台数を削減する。	・各街区を結ぶ買い回りバスの運行、6街区水産仲 卸売場棟における買出人への共同配送の実施によ り、場内に入場する車両台数の削減に努めてい る。(写真6.1-3 参照)。		
・車両側に装着する外部電源装置については、保冷 を必要とする車両に外部電源装置を装着するよう 出荷者、卸売業者、運送会社等、市場業者をはじ めとする食品流通関係者に働きかけを行う。	・5街区、7街区において、市場関係者に外部電源装置を利用するよう、看板等の設置により呼びかけた。		
・駐車場の利用に際しては、来客者に対し、アイドリングストップを行うよう、看板の設置などで周知すること等により、大気汚染の防止に努める。	・各街区の駐車場やバースにアイドリングストップを呼びかける看板を設置した。(写真6.1-9参照)。 ・5街区、7街区において、駐車場利用時にアイドリングストップ盤の使用を呼びかける看板を設置した。(写真6.1-7参照)。		





写真 6.1-1 立体低温倉庫の設置(5街区:青果棟)



写真 6.1-2 垂直搬送機 (7街区:水産卸売場棟)





写真 6.1-3 共同配送の実施状況

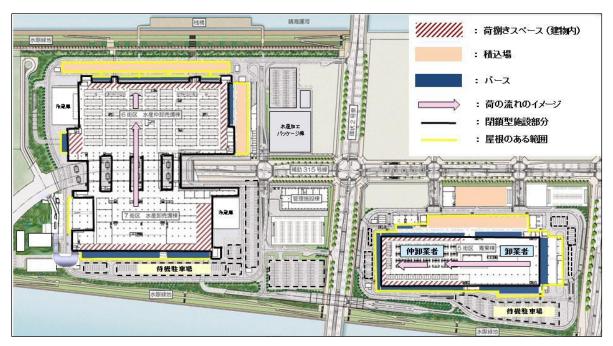


図 6.1-1 豊洲市場における荷の流れ





写真 6.1-4 バース (左:水産卸売場棟、右:水産仲卸売場棟



写真 6.1-5 電動の運搬車両 (ターレ)





写真 6.1-6 ターレ、フォークリフト用の電源設備

表 6.1-2 場内搬送車両用充電口数

区分	ターレ用	フォークリフト用	合計
5 街区	657	137	794
6 街区	1, 247	9	1, 256
7街区	807	10	817
合計	2, 711	156	2,867



写真 6.1-7 冷蔵車・冷凍車に接続するアイドリングストップ盤



写真 6.1-8 運転者待機所の整備

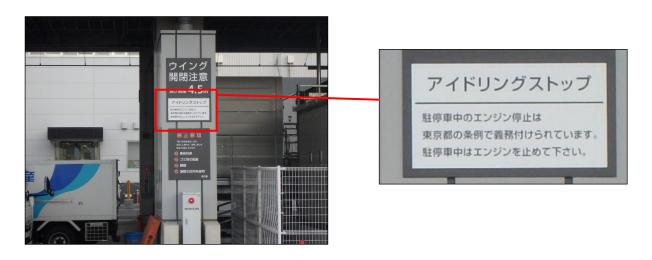


写真 6.1-9 アイドリングストップ周知看板

6.2 悪臭

悪臭に係る環境保全のための措置の実施状況は、表 6.2-1に示すとおりである。

表 6.2-1 悪臭に係る環境保全のための措置の実施状況

女のと1 心夫に係る様先体主めための指揮の大心体が			
評価書記載事項	実施状況		
・廃棄物関連施設は密閉構造とし、排気口以外からの臭気が漏洩しない構造とするとともに、「環境確保条例」等の規制基準を満足する脱臭設備等の整備を行う。	・廃棄物集積場所等にはシートシャッターを設置すること等により密閉構造としている(写真6.2-1 参照)。また、排気口については活性炭フィルタを設置した(写真6.2-2 参照)。 ・また、飲食店舗の厨房等の排気口についても活性炭フィルターを設置している。		
・卸・仲卸売場などは、原則として閉鎖型施設とする。また、空調設備運転により各売場に応じた温度管理を行うとともに、通路等のフラット化・排水設備の増設等により清掃が容易な室内環境を整備し、かつ「品質・衛生管理マニュアル ガイドライン」により市場業者が定期的に清掃する等、衛生管理を適切に行なうことにより、悪臭の発生を防いでいく。完了後(開場後)には調査を実施し、その結果を事後調査報告書で報告する。また、状況に応じて適切な対策を講じる。	・卸・仲卸売場は閉鎖型施設とした。 ・そのほか、悪臭の発生自体を防止するため、床を平滑にする(写真6.2-3 参照)、排水溝にトラップを設けるなど、清掃が容易となる構造(写真6.2-4 参照)とした。 ・「品質・衛生管理マニュアル(ガイドライン)」を、業界団体を通じて、市場業者に配布し、マニュアルを作成することで、施設の清掃・衛生管理を適切に行える環境を整えた。 ・空調設備により、青果棟は22℃、水産卸売場は25℃、水産仲卸売場棟は25℃を目安に、業界団体と調整の上、適切な温度管理を行っている。 ・本報告書において、開場後の豊洲市場周辺3地点の臭気測定を行っており、結果を「7.2 悪臭」に記載している。		
・卸・仲卸売場において、一般の来場者に対しては 水産卸・仲卸売場2階(吹抜け部)の見学者通路 のみ開放する。	・一般の来場者に対しては、見学者通路のみ解放している。(写真6.2-5 及び図6.2-1 参照)。		
・清潔な施設を維持するため、可能な限り清掃が容易な構造とする。	・通路のフラット化(写真6.2-3 参照)や排水設備を設け、かつ排水口にトラップを設けるなど清掃が容易な室内整備を行った。(写真6.2-4 参照)		



写真 6.2-1 シートシャッター

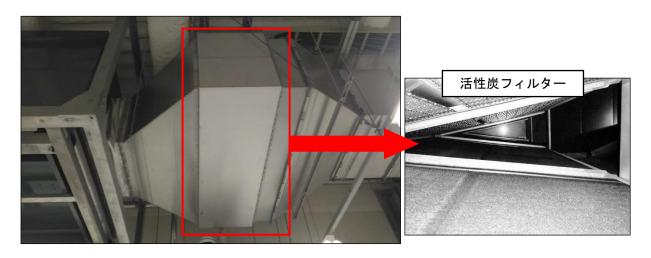


写真 6.2-2 活性炭フィルターの設置 (赤枠の内部に活性炭フィルターを取り付けている。)



写真 6.2-3 通路のフラット化と排水設備





写真 6.2-4 清掃が容易な構造(排水溝)





写真 6.2-5 見学者通路



図 6.2-1 見学者コースパンフレット (出典:豊洲市場ホームページ)